

慶弔規定

第1条 本規定は、山口県高等学校体育連盟加盟生徒に関する慶弔について規定する。

第2条 慶弔は、生徒の死亡並びに生徒が国を代表して国際試合に出場する場合およびその他会長が必要と認めた場合に行うものとする。

第3条 慶弔費用は次の基準により支出する。

(1) 本連盟主催の大会において死亡した場合
花輪または生花並びに香典10,000円

(2) (公財) 全国高等学校体育連盟等から、国を代表して国際大会に出場する場合
祝金10,000円

(2) その他必要と思われる場合には、事務局で審議し会長が決める。

附 則 本規定は、昭和50年4月24日より実施する。

昭和63年4月27日 一部改正

平成19年4月26日 一部改正